

県営住宅における自動車保管場所（身体障害者向住宅及び専用庭）に関する要綱第7条、第8条ならびに第10条の取扱要領

1 目的

この要領は、県営住宅における自動車保管場所（身体障害者向住宅及び専用庭）に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項に基づき、保管場所の承認を受けようとする入居者（以下「申請者」という。）が特定のサイズ（長さ5.0メートルまたは幅1.8メートルを超える規格）の自動車を使用しようとする場合の取扱いについて定めるものとする。

2 特定のサイズの自動車を使用する場合必要となる書類

申請者が特定のサイズの自動車の使用を申請する場合には、要綱に定める自動車保管場所使用承認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）および要綱第7条第1項で定める第1号から第8号のいずれかの必要書類に、次の書類を添えて住宅営繕事務所長に申請しなければならない。

- (1) 申請する自動車を必要とする理由書

3 現地の確認

要綱第8条において、申請者から要綱第7条および前第2項に定める保管場所の申請があった場合には、指定管理者は申請された自動車を保管することにより隣接する保管場所の使用に支障がないこと、及び団地内の通行に支障のないこと等を現地で確認し、結果を住宅営繕事務所長に報告する。住宅営繕事務所長は現地確認の結果をふまえ審査する。

4 保管する自動車を変更する場合

使用承認者が要綱第10条第1項により自動車を変更するとき、変更後の自動車が特定のサイズである場合には、要綱第10条第1項に定める届出書に加え前第2項に定める書類を添えて届け出なければならない。

附則

この要領は、令和7年10月28日から施行する。

理由書

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

住 宅 :

号棟 号室

使用者名 :

- ・次の理由により長さ 5.0mまたは幅 1.8mを超える自動車を必要とします。